

人権に関する深い職業に従事する人達に対する人権教育・啓発を推進します

町職員

町職員の一人ひとりが、基本的人権の尊重への理解、さまざまな人権問題についての見識を深め、あらゆる差別や偏見などの人権侵害から町民を守りその解消に努めなければなりません。

そのため、職員を対象とする人権についての研修機会の充実を図るとともに、知識と対応能力の向上を促します。また、率先して人権問題の解決を図るべき立場にあるという自覚を持ち人権教育・啓発の推進に努めます。

医療・保健福祉関係者

医療や保健福祉、介護サービスの関係者は、患者や利用者、その家族の人権について理解を深め、正しく行動しなければなりません。

そのため、関係機関・団体等を通じて医療・保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の推進を促すとともに、自主的な取組を支援します。また、患者や利用者の身体的・精神的虐待やプライバシーの侵害の予防と早期解決を促します。

学校教育・子育て支援・社会教育関係者

学校教育・子育て支援や社会教育関係者は、さまざまな人権問題について豊富な知識と正しい理解を持つとともに、高い意欲と指導力で、学校や子育て支援機関、地域社会において質の高い人権教育・啓発に努める責務を担っています。

そのため、これを実践する組織運営や、意欲と指導力が向上されるよう人権についてのより高度な研修機会の充実を図ります。また、家庭、学校や子育て支援機関、地域社会との連携や交流の機会の充実を促します。

メディア関係者

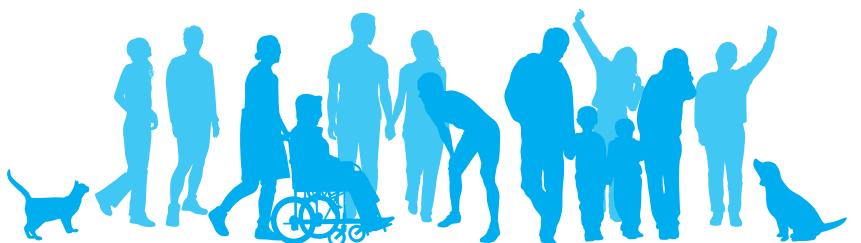
新聞、テレビ、ラジオ、雑誌などのマスメディアやインターネットによつてもたらされる情報が社会に及ぼす影響は大きく、メディア等を活用した人権教育・啓発の推進は大変重要です。しかしその一方で、深刻な人権侵害が起きる危険性もはらんでおり、人権への意識を常に高く持ち続けることが必要です。

そのため、関係機関・団体等を通じてメディア関係者に対する人権教育・啓発の推進を促すとともに、自主的な取組を支援します。また、プライバシーの侵害や誤った報道など、人権侵害を助長する情報を監視し、人権に配慮した表現や活動を促します。

医療・保健福祉関係者

その他

町民の生命や身体、財産などの保護などを職務とする警察官や消防職員、業務を通じて直接または間接的に町民と接する国や県の行政職員などは、高い人権意識を持って住民とかかわることが求められることから、さらなる人権教育・啓発の推進を促します。



計画の期間と推進体制

計画の期間

本計画は、平成27年（2015年）度を初年度とします。計画の期間は定めず、本計画の実施状況や社会経済情勢の変化、新たな人権課題、国や県の動向などに応じ計画見直しを行い、弾力的な推進を図ります。

計画の推進体制

府内機関「大泉町人権教育・啓発推進会議」と第三者諮問機関「大泉町人権対策審議会」を本計画の推進体制の核として、国や県などの関係機関・団体、各行政区、教職員、医療機関、警察、消防、メディア、企業・団体等、考え得るあらゆる分野の機関・団体等との連携を検討するとともに、ネットワークを構築して、その活用を図ります。

大泉町 人権教育・啓発に関する基本計画 【概要版】

人は、みな個人として尊重されなければならない。

幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。

これは、大泉町が平成6年（1994年）に制定した「人権尊重と福祉の町宣言」の冒頭の一文です。相互の理解と協力によりすべての人の人権が尊重され、人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう、真に自由にして平等な明るいまちづくりを進めることを宣言しており、町民総参加による、ともに支えあう福祉のまちづくりを大泉町の目指す方向として示しています。

「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」（以下 本計画）は、あらゆる差別や偏見のない人権尊重のまちづくりを推進するために、町民一人ひとりが人権についての正しい理解と行動をするための基盤となる、人権教育と啓発の指針として策定するものです。

計画の目標

子どもから大人まで、世代を通じた人権教育と啓発に計画的に取り組み、すべての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるようにすることを、本計画の目標とします。

そのため本計画では、さまざまな人権問題の現状や課題を明らかにし、その教育と啓発についての施策の方向性を示します。

さまざまな人権課題における人権教育・啓発を推進します



女性の人権

- 「大泉町男女共同参画推進計画」に基づく施策を推進します。
- 男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわりなく個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の形成を目指します。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）*やセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権を侵害するあらゆる行為を許さない環境づくりを推進します。

*ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者やパートナーなど親しい関係にある、またはあった人がからぶわれる暴力。身体的なものだけでなく、怒鳴る、無視する、生活費をわたさないなどの精神的・経済的な暴力や、望まない性行為を強要するなどの性的な暴力を含む。



障害のある人の人権

- 「大泉町障害者基本計画」「大泉町障害福祉計画」に基づく福祉施策を推進します。
- 事業者等の関係機関・団体と連携して安定的な雇用と働きやすい労働環境づくりを促します。また、障害のある子どもが適切な教育を受けられるよう、教育・保育機関の受け入れ態勢の充実を促します。
- 障害のある人やその家族を地域社会全体で支え、見守るシステムの構築を図るとともに、障害のある人やその家族のための相談体制をより充実させます。



子どもの人権

- 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」「大泉町いじめ防止基本方針」に基づく保健福祉施策を推進します。
- 子ども同士のいじめや暴力、大人による虐待などを未然に防止するための取組を強化するとともに、被害に遭った子どものこころとからだのケアを図るための体制づくりを推進します。
- 家庭の子育て力向上や、子どもや子育て家庭を社会全体で支援するシステムの構築を図るとともに、子どもや子育て家庭のための相談体制をより充実させます。
- 学校教育と社会教育において、子ども、大人の両方への人権教育を計画的に推進します。



高齢者の人権

- 「大泉町高齢者保健福祉計画」に基づく保健福祉施策を推進します。
- 高齢者やその家族を地域社会全体で支え、見守るシステムの構築を目指すとともに、高齢者やその家族のための相談体制をより充実させます。
- 高齢者の豊かな能力や知識、経験を生かした地域活動への参加や就労を支援するとともに、生きがいづくりや健康づくりのための場や機会の提供に努めます。



インターネットによる人権侵害

- 学校教育と社会教育において、子どもから大人まですべての世代に対する情報モラルの教育・啓発をさらに推進します。
- 子どもたちが、確かな人権感覚に基づいて、インターネットを利用した情報活用を学ぶ機会の充実を図ります。
- プロバイダー*等の情報サービス事業者や警察等の関係機関・団体と連携して、人権を侵害する情報の監視と迅速な対応の強化を図ります。



HIV*感染者・ハンセン病*患者等の人権

- 感染者や患者、元患者やその家族などが安心して治療を受けたり、地域社会において自立した生活ができるよう、国や県、医療・保健福祉機関などの関係機関・団体等との連携による相談体制をより充実させます。
- 感染症等について正しい理解と行動を身につけられるよう、学校教育と社会教育における教育・啓発の機会や情報提供の充実を計画的に図ります。また、最新の情報を正確に伝えられるよう、情報提供体制を充実させます。



その他さまざまな人権

- 犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人やその家族、ホームレス、性同一性障害のある人などの人権、性的指向を理由とする人権侵害、さらに従来の知識や理解では対応が難しい新たな人権問題・課題など、さまざまな人権問題・課題について正しく理解し、迅速かつ適切に対応することが必要です。
- のために、国や県をはじめとする関係機関や民間の活動団体等との情報交換、連携・協力体制の強化を図り、人権教育・啓発につなげます。

あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します

家庭、学校・子育て支援機関、地域社会、企業・団体等、そして行政は、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現に向けて、人権課題に対しての共通認識を持ち、連携や協調を図っていくことが重要となります。

家庭

家庭は、社会における最も基礎的な生活単位であり、人権教育の基礎を育む場として、教育の原点といえる家庭教育の充実を図ることが重要です。
子どもたちの人権感覚を育む基礎的な役割を担う家庭の役割を重視し、家族一人ひとりが人権について正しく理解し、互いに尊重しあい、良好な信頼関係の中で子どもたちの思いやりの心を育めるよう、家庭の教育力向上を促します。

学校・子育て支援機関

学校や子育て支援機関は、子どもたちそれぞれの発達や成長の段階に応じた体系的な人権教育によって、互いを思いやり、人権についての正しい理解と行動を身につけた子どもたちを育てるとともに、子ども同士によるいじめや暴力、学校教育や子育て支援機関による体罰、家族による虐待や育児放棄など、子どもの人権侵害の防止や早期解決に努める必要があります。
そのため、教職員や子育て支援機関者が人権についての認識を深め、子どもたちの状況に応じた質の高い教育や指導ができるよう資質と指導能力の向上に努めます。

地域社会

地域社会の構成員として一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、すべての人の人権が真に尊重される社会の実現が求められます。
そのため、子どもから高齢者に至るまで、町民一人ひとりが人権について正しく理解し、行動できるよう、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会や情報の提供に努めます。
また、異なる世代・価値観を持つ町民が、さまざまな人権課題について学習し、交流できる機会を提供するとともに、地域社会で人権教育・啓発を推進していく指導者の養成及びその資質の向上のための研修機会の充実に努めます。

企業・団体等

企業や団体等は、地域社会を構成する一員としての自覚を持ち、活動のあらゆる面で人権に配慮する社会的責任を負っています。また、地域経済の発展や雇用の創出だけでなく、人権についての高い認識を持ち、地域の中での先導者としての役割を担うことが期待されています。
性別、年齢、国籍などの違いや障害の有無などによる、雇用の場での採用時や賃金・昇進などの格差、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント*などの人権侵害の防止と解消、仕事と家庭が両立できる環境づくりなどのために、企業・団体等と連携を図りながら、指導と啓発に努めるとともに、人権教育・啓発に積極的に取り組む企業・団体等を支援します。

